

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
このしろ・ぼら刺し網漁業	15	定めなし	海南市荒崎正西の線と日高郡白崎の鼻正西の線とに挟まれた海域（ただし、和共第12号共同漁業権漁場区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、すずきを対象とする場合は5月1日から9月15日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を有田管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
このしろ・ぼら刺し網漁業	5	定めなし	日高郡日ノ御埼正西の線と日高郡切目崎正西の線とに挟まれた海域	10月20日から翌年4月30日まで（ただし、通称タカハタの瀬の半径100メートルの範囲内は11月1日から翌年4月30日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を日高管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
あじ囲刺し網漁業	2	定めなし	和共第6号共同漁業権の漁場区域	1月1日から12月31日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を有田管内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 有田箕島漁業協同組合初島支所に所属する組合員
あおりいか刺し網漁業	3	定めなし	和共第8号共同漁業権漁場のうち、湯浅湾漁業協同組合唐尾地区が行使できる区域	3月1日から6月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を有田管内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 湯浅湾漁業協同組合唐尾支所に所属する組合員
磯打網漁業	20	定めなし	日高郡白崎正西の線と日高郡日ノ御埼正西の線とに挟まれた海域	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、いか及びぼらを対象とする場合は5月1日から9月15日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を日高管内に有する者又はその者を構成員に含む法人

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
磯打網漁業	31	定めなし	日高郡切目崎正西の線と西牟婁郡市江崎正西の線とに挟まれた海域（ただし、第5ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、田辺市中島から正西の線以南の海域（中島を除く。）では10月20日から翌年4月30日まで、いかを対象とする場合は5月1日から6月30日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を日高管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯打網漁業	77	定めなし	日高郡切目崎正西の線と西牟婁郡市江崎正西の線とに挟まれた海域（ただし、第5ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、田辺市中島から正西の線以南の海域（中島を除く。）では10月20日から翌年4月30日まで、いかを対象とする場合は5月1日から6月30日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を西牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯打網漁業	14	定めなし	西牟婁郡市江崎正西の線と東牟婁郡潮岬正南の線とに挟まれた海域（ただし、第6ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、串本町地先双島から横島に至る区域は始期を12月1日とし、いかを対象とする場合は5月1日から6月30日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を西牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯打網漁業	18	定めなし	日高郡切目崎正西の線と東牟婁郡潮岬正南の線とに挟まれた海域（ただし、第5ブロック及び第6ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、第5ブロック操業区域のうち田辺市中島から正西の線以南の海域（中島を除く。）では始期を10月20日からとする。また、第6ブロック操業区域では始期を旧暦9月20日から、串本町地先双島から横島に至る区域は始期を12月1日から、いかを対象とする場合は5月1日から6月30日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を西牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
磯打網漁業	47	定めなし	東牟婁郡潮岬正南の線と東牟婁郡太地町梶取崎南東の線とに挟まれた海域（ただし、第7ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、いかを対象とする場合は5月1日から7月31日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯打網漁業	12	定めなし	東牟婁郡太地町梶取崎南東の線と新宮市熊野川河口中央から南東の線とに挟まれた海域（ただし、第8ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、いかを対象とする場合は5月1日から7月31日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯打網漁業	11	定めなし	西牟婁郡市江崎正西の線と東牟婁郡太地町梶取崎南東の線とに挟まれた海域（ただし、第6ブロック及び第7ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、第6ブロック操業区域では始期を旧暦9月20日から、串本町地先双島から横島に至る区域では始期を12月1日とする。また、第6ブロックでいかを対象とする場合は5月1日から6月30日まで、第7ブロックでいかを対象とする場合は5月1日から7月31日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人
磯打網漁業	36	定めなし	東牟婁郡潮岬正南の線と新宮市熊野川河口中央から南東の線とに挟まれた海域（ただし、第7ブロック及び第8ブロック操業協定の制限区域を除く。）	9月16日から翌年4月30日まで（ただし、いかを対象とする場合は5月1日から7月31日までとする。）	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月30日から令和7年7月31日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和7年9月16日から令和10年9月15日までとする。

3 備考

この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとする。